株式会社　マルタイ　定款

第１章　総則

第１条(商　号)

当会社は株式会社マルタイと称し､英文ではＭＡＲＵＴＡＩ　ＣＯ.,ＬＴＤ.と表示する。

第２条(目　的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

①　麺類および調味料ならびに菓子の製造販売
②　飲料水および食料品ならびに健康食品の販売
③　損害保険代理業
④　飲食店業
⑤　前各号に付帯関連する一切の事業

第３条(本店の所在地)

当会社は、本店を福岡市に置く。

第４条(機　関)

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

①　取締役会
②　監査役
③　監査役会
④　会計監査人

第５条(公告方法)

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　株式

第６条(発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、275 万株とする。

第７条(自己の株式の取得)

当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第８条(単元株式数)

当会社の単元株式数は、100 株とする。

第９条(単元未満株式についての権利)

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

①　会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
②　会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
③　株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 10 条(株主名簿管理人)

当会社は、株主名簿管理人を置く。

2　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3　当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第 11 条(株式取扱規程)

当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章　株主総会

第 12 条(招集)

当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第 13 条(定時株主総会の基準日)

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

第 14 条(招集権者および議長)

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第 15 条(電子提供措置等)

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第 16 条(決議の方法)

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2　会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 17 条(議決権の代理行使)

株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2　株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第４章　取締役および取締役会

第 18 条(員数)

当会社の取締役は、10 名以内とする。

第 19 条(選任方法)

取締役は、株主総会において選任する。

２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第 20 条(任期)

取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第 21 条(代表取締役および役付取締役)

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

２　取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長、取締役副社長各 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第 22 条(取締役会の招集権者および議長)

取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２　取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第 23 条(取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第 24 条(取締役会の決議の省略)

当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第 25 条(取締役会規程)

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 26 条(報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

第 27 条(社外取締役の責任限定契約)

当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第５章　監査役および監査役会

第 28 条(員数)

当会社の監査役は、4 名以内とする。

第 29 条(選任方法)

監査役は、株主総会において選任する。

2　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 30 条(任期)

監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第 31 条(常勤の監査役)

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第 32 条(監査役会の招集通知)

監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2　監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

第 33 条(監査役会規程)

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第 34 条(報酬等)

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 35 条(社外監査役の責任限定契約)

当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第６章　会計監査人

第 36 条(選任方法)

会計監査人は、株主総会において選任する。

第 37 条(任期)

会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 38 条(報酬等)

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第７章　計算

第 39 条(事業年度)

当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

第 40 条(剰余金の配当の基準日)

当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

２　前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第 41 条(中間配当)

当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

第 42 条(配当金の除斥期間)

配当財産が金銭である場合は､その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

(附　則)

第１条

本定款は平成４年３月３１日から改定実施する。

改定実施　平成４年１２月３日
平成６年３月２９日
平成７年４月２６日
平成８年４月２５日
平成１０年４月２８日
平成１４年４月２５日
平成１５年４月２５日
平成１６年４月２７日
平成１９年４月２６日
平成２１年４月２３日
平成２３年４月２６日
平成２６年６月２０日
平成２９年６月２３日
2022 年６月 23 日

第２条(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および定款第 15 条（電子提供措置等）の新設は、2022 年９月１日から効力を生ずるものとする。

２　前項の規定にかかわらず、2022 年９月１日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。

３　本条の規定は、2022 年９月１日から６か月を経過した日または前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。